

審 査 基 準

平成31年3月15日作成

法 令 名 : 火薬類取締法
根 拠 条 項 : 第19条第4項
処 分 の 概 要 : 運搬証明書の再交付
原権者 (委任先) : 長野県公安委員会
法 令 の 定 め : 火薬類取締法第17条第8項、第19条第4項 (運搬証明書の再交付の申請) 火薬類の運搬に関する内閣府令第5条 (運搬証明書の再交付の申請)、第8条 (運搬の届出等の経由)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 1 日
申 請 先 : 運搬証明書の交付を受けた警察署の生活安全課、生活安全第二課 又は生活安全・刑事課
問 い 合 わ せ 先 : 長野県警察本部生活安全部生活安全企画課許可事務担当室 (電話 : 026-233-0110)
備 考 :